

2. 会員規約(一般法人用)

現 行	変 更 後
第 1 条～第 11 条(省略)	変更なし
<p>第 11 条の 2 反社会的勢力の排除</p> <p>1.会員等は、会員等、会員等の役員・顧問・従業員または会員等を実質的に支配しもしくは会員等の経営に影響力を行使できる者が暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、これらの共生者、その他これらに準ずる者(以下総称して「暴力団員等」という。)のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為(以下総称して「不当な要求行為等」という。)を行わないことを確約するものとします。</p> <p>2.当社は、会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員等によるカードの入会申込みを謝絶し、本規約に基づくカードの利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるものとします。カードの利用を一時停止した場合には、会員等は、当社が利用再開を認めるまでの間、カード利用を行うことができないものとします。</p> <p>3.前項、第 32 条第 1 項(7)および第 33 条第 3 項(5)(6)の規定の適用により、会員等に損害等が生じた場合でも、会員等は当該損害等について両社に請求をしないものとします。</p>	<p>第 11 条の 2 反社会的勢力の排除</p> <p>1.会員等は、会員等、会員等の役員・顧問・従業員または会員等を実質的に支配しもしくは会員等の経営に影響力を行使できる者が暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、これらの共生者、その他これらに準ずる者(以下、総称して「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。</p> <p>(1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>(2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>(3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>(4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>(5)役員または経営に実質的に関与しているものが暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>2.会員等が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。</p> <p>(1)暴力的な要求行為</p> <p>(2)法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>(4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為</p> <p>(5)その他前(1)から(4)に準ずる行為</p> <p>3.当行は会員等が暴力団員等もしくは第 1 項に該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 1 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合および疑いがあると認めた場合には、会員等によるカード入会申込みを謝絶し、本規約に基づくカードの利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるものとします。カードの利用を一時停止した場合には、会員等は、当行が利用再開を認めるまでの間、カード利用を行うことができないものとします。</p> <p>4.前項、第 32 条第 1 項(11)および第 36 条第 3 項(5)(6)の規定の適用により、会員等に損害等が生じた場合でも、会員等は当該損害等について両社に請求をしないものとします。</p>
<p>第 12 条 業務委託</p> <p>会員は、当社が代金決済事務その他の事務等を JCB に業務委託することを予め承認するものとします。</p>	<p>第 12 条 業務委託</p> <p>会員は、当行が代金決済事務その他の事務等を JCB または株式会社札幌北洋カードまたは、当行が認める第三者に業務委託することを予め承認するものとします。</p>

<p>第 13 条～第 31 条(省略)</p>	<p>変更なし</p>
<p>第 32 条 期限の利益喪失</p> <p>支払責任者は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(2)、(3)または(4)においては何らの通知、催告を受けることなく当然に、(5)、(6)または(7)においては当社の請求により、当社に対する一切の債務について期限の利益を喪失し、残債務全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>(1)支払責任者が約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき。</p> <p>(2)支払責任者が自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。</p> <p>(3)支払責任者が差押、仮差押、仮処分の申立てまたは滞納処分を受けたとき。</p> <p>(4)支払責任者が破産、民事再生、特別清算または会社更生その他の法的整理手続きの申立てを受けたとき、または自らこれらの申立てをしたとき。</p> <p>(5)(1)、(2)、(3)、(4)のほか支払責任者の信用状態に重大な変化が生じたとき、または生じるおそれがあると当社が判断したとき。</p> <p>(6)会員が本規約に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。</p> <p>(7)第 33 条第 3 項(1)、(2)、(3)、(5)または(6)のいずれかの事由に基づき支払責任者が会員資格を喪失したとき。</p>	<p>第 32 条 期限の利益喪失</p> <p>支払責任者は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(2)、(3)、(4)、(5)または(6)においては何らの通知、催告を受けることなく当然に、(7)、(8)、(9)、(10)または(11)において当行の請求により、当行に対する一切の債務について期限の利益を喪失し、残債務全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>(1)支払責任者が約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき。</p> <p>(2)支払責任者が自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。</p> <p>(3)支払責任者が電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>(4)支払責任者が差押、仮差押、仮処分の申立てまたは滞納処分を受けたとき。</p> <p>(5)支払責任者が破産、民事再生、金銭の調整に係る調停の申立てを受けたとき、または自らこれらの申立てをしたとき。</p> <p>(6)支払責任者の預金その他の当行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令通知が發送されたとき。</p> <p>(7)カード改ざん、不正使用等当行がカードの利用を不相当と認めたとき</p> <p>(8)住所変更の届出を怠るなど、支払責任者の責めに帰すべき事由によって、当行において会員の所在が不明となったとき。</p> <p>(9)前号のほか支払責任者の信用状態に重大な変化が生じたとき、または生じるおそれがあると当行が判断したとき。</p> <p>(10)本規約に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。</p> <p>(11)第 36 条第 3 項(1)、(2)、(3)、(5)、(6)または(7)のいずれかの事由に基づき支払責任者が会員資格を喪失したとき。</p>
<p>該当条項なし</p>	<p>第 33 条 当行からの相殺</p> <p>1.支払責任者が、本規約に基づくクレジットカード利用により当行に対して負担した債務を履行しなければならないときは、その債務と当行に対する支払責任者の預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、当行はいつでも相殺することができます。この場合、当行は支払責任者に対し、書面により通知します。</p> <p>2.前項によって相殺する場合には、債権債務の利息、手数料および損害金の計算期間は相殺実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによるものとし、また外国為替相場については当行の相殺計算実行時の相場を適用するものとします。</p>
<p>該当条項なし</p>	<p>第 34 条 支払責任者からの相殺</p> <p>1.支払責任者は、弁済期にある預金その他の債権と本規約に基づくクレジットカード利用により当行に対して負担した債務とを、その債務の期限が未到来であっても、支払責任者自ら当該期限の利益を放棄することにより、相殺することができます。この場合、支払責任者は当行に対し、書面により通知します。</p>

	<p>2.前項によって相殺する場合には、債権債務の利息、手数料および損害金の計算期間は相殺実行の日までとし、預金等の利率については預金規定等の定めによるものとし、また外国為替相場については当行の相殺計算実行時の相場を適用するものとします。</p>
<p>該当条項なし</p>	<p>第 35 条 相殺における充当の指定</p> <p>1.当行から相殺する場合に、支払責任者が本規約に基づくクレジットカード利用により当行に対して負担した債務のほかは、当行に対して債務を負担しているときは、当行は債権保全上の事由によりどの債務との相殺にあてるかを指定することができます。</p> <p>2.支払責任者から返済または相殺する場合には、支払責任者が本規約に基づくクレジットカード利用により当行に対して負担した債務のほかは、当行に対して債務を負担しているときは、支払責任者はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、支払責任者がどの返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは当行が指定することができます。</p>
<p>第33条 退会および会員資格の喪失等</p> <p>1.会員は、両社所定の方法により退会を申し出ることができます。この場合、当社の指示に従って直ちにカードを返還するか、カードに切り込みを入れて破棄しなければならないものとし、当社に対する残債務全額を完済したときをもって退会となります。なお、支払責任者は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、退会の申し出後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、法人会員が退会する場合、当然にカード使用者も退会となります。</p> <p>2.会員は、当社が第3条、第4条または第7条に基づき送付したカードについて、会員が相当期間内に受領しない場合には、会員が退会の申し出を行ったものとして両社が取り扱うことに同意します。</p> <p>3.会員((7)のときは、(7)に該当するカード使用者(個人事業主会員を含む。))は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(4)においては当然に、(2)、(3)、(5)、(6)、(7)においては当社が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、法人会員が会員資格を喪失した場合、当然にカード使用者も会員資格を喪失します。なお、支払責任者は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、支払責任者は、会員資格喪失後に会員がカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。なお、(7)に該当するカード使用者が個人事業主会員の場で、当該個人事業主会員の事業を引き継ぐ旨の申告をした者(以下「事業承継者」という。)から、本契約上の地位の承継を希望する旨の申し出があり、当社がこれを認めた場合、事業承継者は法人会員として、本契約上の地位を承継し、この場合、会員資格は喪失しないものとします。この場合、事業承継者は、第2条に定める支払責任者としての義務(契約上の地位を承継する前に本契約に基づき発生した義務を含む。)を負うものとします。</p> <p>(1)会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。</p> <p>(2)会員が本規約に違反したとき。</p>	<p>第 36 条 退会および会員資格の喪失等</p> <p>1.会員は、両社所定の方法により退会を申し出ることができます。この場合、当行の指示に従って直ちにカードを返還するか、カードに切り込みを入れて破棄しなければならないものとし、当行に対する残債務全額を完済したときをもって退会となります。なお、支払責任者は、本規約に基づき当行に対して負担する債務については、退会の申し出後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、法人会員が退会する場合、当然にカード使用者も退会となります。</p> <p>2.会員は、当行が第3条、第4条または第7条に基づき送付したカードについて、会員が相当期間内に受領しない場合には、会員が退会の申し出を行ったものとして両社が取り扱うことに同意します。</p> <p>3.会員((8)のときは、(8)に該当するカード使用者(個人事業主会員を含む。))は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(4)、(7)においては当然に、(2)、(3)、(5)、(6)、(8)においては当行が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、法人会員が会員資格を喪失した場合、当然にカード使用者も会員資格を喪失します。なお、支払責任者は、本規約に基づき当行に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、支払責任者は、会員資格喪失後に会員がカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。なお、(8)に該当するカード使用者が個人事業主会員の場で、当該個人事業主会員の事業を引き継ぐ旨の申告をした者(以下「事業承継者」という。)から、本契約上の地位の承継を希望する旨の申し出があり、当行がこれを認めた場合、事業承継者は法人会員として、本契約上の地位を承継し、この場合、会員資格は喪失しないものとします。この場合、事業承継者は、第2条に定める支払責任者としての義務(契約上の地位を承継する前に本契約に基づき発生した義務を含む。)を負うものとします。</p> <p>(1)会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。</p> <p>(2)会員が本規約に違反したとき。</p>

(3)支払責任者の信用状態に重大な変化が生じたときもしくは生じるおそれがあると当社が判断したとき、または換金目的によるショッピング利用等会員によるカードの利用状況が適当でないと当社が判断したとき。

(4)両社が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき。

(5)会員、会員の役員・顧問・従業員または会員を実質的に支配もしくは会員の経営に影響力を行使できる者が暴力団員等に該当することが判明したとき。

(6)会員、会員の役員・顧問・従業員または会員を実質的に支配もしくは会員の経営に影響力を行使できる者が、自らまたは第三者を利用して不当な要求行為等を行ったとき。

(7)カード使用者が死亡したことを当社が知ったとき、または連絡責任者もしくはカード使用者の親族等からカード使用者が死亡した旨の連絡が当社にあったとき。

4.カード使用者は、法人会員が、両社所定の方法によりカード使用者によるカード利用の中止を申し出た場合、その申し出時をもって当然に、本代理権を喪失し、これにより会員資格を喪失します。

5.当社は、すべてのカード使用者が退会、または会員資格を喪失した場合に、法人会員の会員資格を喪失させることができるものとします。

6.第3項または第4項の場合、会員資格の喪失の通知の有無にかかわらず、当社は加盟店にカードの無効を通知することができるものとします。

7.第3項または第4項に該当し、当社が直接または加盟店を通じてカードの返還を求めたときは、会員は直ちにカードを返還するものとします。

8.当社は、第3項または第4項に該当しない場合でも、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがあるときまたは会員のカード利用が適当でないと認めるときには、カードの利用を断ることができるものとします。

(3)支払責任者の信用状態に重大な変化が生じたときもしくは生じるおそれがあると当行が判断したとき、または換金目的によるショッピング利用等会員によるカードの利用状況が適当でないと当行が判断したとき。

(4)両社が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき。

(5)会員、会員の役員・顧問・従業員または会員を実質的に支配もしくは会員の経営に影響力を行使できる者が暴力団員等に該当することが判明したとき。

(6)会員、会員の役員・顧問・従業員または会員を実質的に支配もしくは会員の経営に影響力を行使できる者が、自らまたは第三者を利用して不当な要求行為等を行ったとき。

(7)お支払い口座が開設されている銀行において、指定口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、また恐れがあると認め、お支払い口座における取引を停止または支払責任者に通知する事によりお支払い口座が強制解約されたとき。

(8)カード使用者が死亡したことを当行が知ったとき、または連絡責任者もしくはカード使用者の親族等からカード使用者が死亡した旨の連絡が当行にあったとき。

4.カード使用者は、法人会員が、両社所定の方法によりカード使用者によるカード利用の中止を申し出た場合、その申し出時をもって当然に、本代理権を喪失し、これにより会員資格を喪失します。

5.当行は、すべてのカード使用者が退会、または会員資格を喪失した場合に、法人会員の会員資格を喪失させることができるものとします。

6.第3項または第4項の場合、会員資格の喪失の通知の有無にかかわらず、当行は加盟店にカードの無効を通知することができるものとします。

7.第3項または第4項に該当し、当行が直接または加盟店を通じてカードの返還を求めたときは、会員は直ちにカードを返還するものとします。

8.当行は、第3項または第4項に該当しない場合でも、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがあるときまたは会員のカード利用が適当でないと認めるときには、カードの利用を断ることができるものとします。

3. 会員規約(大型法人用)

現 行	変 更 後
第1条～第11条(省略)	変更なし
<p>第11条の2 反社会的勢力の排除</p> <p>1.会員等は、会員等、会員等の役員・顧問・従業員または会員等を実質的に支配しもしくは会員等の経営に影響力を行使できる者が暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、これらの共生者、その他これらに準ずる者(以下総称して「暴力団員等」という。)のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為(以下総称して「不当な要求行為等」という。)を行わないことを確約するものとします。</p> <p>2.当社は、会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員等によるカードの入会申込みを謝絶し、本規約に基づくカードの利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるものとします。カードの利用を一時停止した場合には、会員等は、当社が利用再開を認めるまでの間、カード利用を行うことができないものとします。</p> <p>3.前項、第32条第1項(7)および第33条第3項(5)(6)の規定の適用により、会員等に損害等が生じた場合でも、会員等は当該損害等について両社に請求をしないものとします。</p>	<p>第11条の2 反社会的勢力の排除</p> <p>1.会員等は、会員等、会員等の役員・顧問・従業員または会員等を実質的に支配しもしくは会員等の経営に影響力を行使できる者が暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、これらの共生者、その他これらに準ずる者(以下、総称して「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。</p> <p>(1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>(2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>(3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること</p> <p>(4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>(5)役員または経営に実質的に関与しているものが暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>2.会員等が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。</p> <p>(1)暴力的な要求行為</p> <p>(2)法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>(4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為</p> <p>(5)その他前(1)から(4)に準ずる行為</p> <p>3.当行は会員等が暴力団員等もしくは第1項に該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合および疑いがあると認めた場合には、会員等によるカード入会申込みを謝絶し、本規約に基づくカードの利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるものとします。カードの利用を一時停止した場合には、会員等は、当行が利用再開を認めるまでの間、カード利用を行うことができないものとします。</p> <p>4.前項、第32条第1項(11)および第36条第3項(5)(6)の規定の適用により、会員等に損害等が生じた場合でも、会員等は当該損害等について両社に請求をしないものとします。</p>
<p>第12条 業務委託</p> <p>会員は、当社が代金決済事務その他の事務等をJCBに業務委託することを予め承認するものとします。</p>	<p>第12条 業務委託</p> <p>会員は、当行が代金決済事務その他の事務等をJCBまたは株式会社札幌北洋カードまたは、当行が認める第三者に業務委託することを予め承認するものとします。</p>

第 13 条～第 31 条(省略)	変更なし
<p>第 32 条 期限の利益喪失</p> <p>法人会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(2)、(3)または(4)においては何らの通知、催告を受けることなく当然に、(5)、(6)または(7)においては当社の請求により、当社に対する一切の債務について期限の利益を喪失し、残債務全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>(1)法人会員が約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき。</p> <p>(2)法人会員が自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。</p> <p>(3)法人会員が差押、仮差押、仮処分の申立てまたは滞納処分を受けたとき。</p> <p>(4)法人会員が破産、民事再生、特別清算または会社更生その他の法的整理手続きの申立てを受けたとき、または自らこれらの申立てをしたとき。</p> <p>(5)(1)、(2)、(3)、(4)のほか法人会員の信用状態に重大な変化が生じたとき、または生じるおそれがあると当社が判断したとき。</p> <p>(6)会員が本規約に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。</p> <p>(7)第 33 条第 3 項(1)、(2)、(3)、(5)または(6)のいずれかの事由に基づき法人会員が会員資格を喪失したとき。</p>	<p>第 32 条 期限の利益喪失</p> <p>法人会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(2)、(3)、(4)、(5)または(6)においては何らの通知、催告を受けることなく当然に、(7)、(8)、(9)、(10)または(11)において当行の請求により、当行に対する一切の債務について期限の利益を喪失し、残債務全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>(1)法人会員が約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき。</p> <p>(2)法人会員が自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。</p> <p>(3)法人会員が電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>(4)法人会員が差押、仮差押、仮処分の申立てまたは滞納処分を受けたとき。</p> <p>(5)法人会員が破産、民事再生、金銭の調整に係る調停の申立てを受けたとき、または自らこれらの申立てをしたとき。</p> <p>(6)法人会員の預金その他の当行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令通知が発送されたとき。</p> <p>(7)カード改ざん、不正使用等当行がカードの利用を不適当と認められたとき。</p> <p>(8)住所変更の届出を怠るなど、法人会員の責めに帰すべき事由によって、当行において会員の所在が不明となったとき。</p> <p>(9)前号のほか法人会員の信用状態に重大な変化が生じたとき、または生じるおそれがあると当行が判断したとき。</p> <p>(10)本規約に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。</p> <p>(11)第 36 条第 3 項(1)、(2)、(3)、(5)、(6)または(7)のいずれかの事由に基づき法人会員が会員資格を喪失したとき。</p>
<p>該当条項なし</p>	<p>第 33 条 当行からの相殺</p> <p>1.法人会員が、本規約に基づくクレジットカード利用により当行に対して負担した債務を履行しなければならないときは、その債務と当行に対する法人会員の預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、当行はいつでも相殺することができます。この場合、当行は法人会員に対し、書面により通知します。</p> <p>2.前項によって相殺する場合には、債権債務の利息、手数料および損害金の計算期間は相殺実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによるものとし、また外国為替相場については当行の相殺計算実行時の相場を適用するものとします。</p>

<p>該当条項なし</p>	<p>第 34 条 法人会員からの相殺</p> <p>1.法人会員は、弁済期にある預金その他の債権と本規約に基づくクレジットカード利用により当行に対して負担した債務とを、その債務の期限が未到来であっても、法人会員自ら当該期限の利益を放棄することにより、相殺することができます。この場合、法人会員は当行に対し、書面により通知します。</p> <p>2.前項によって相殺する場合には、債権債務の利息、手数料および損害金の計算期間は相殺実行の日までとし、預金等の利率については預金規定等の定めによるものとし、また外国為替相場については当行の相殺計算実行時の相場を適用するものとします。</p>
<p>該当条項なし</p>	<p>第 35 条 相殺における充当の指定</p> <p>1.当行から相殺する場合に、法人会員が本規約に基づくクレジットカード利用により当行に対して負担した債務のほか、当行に対して債務を負担しているときは、当行は債権保全上の事由によりどの債務との相殺にあてるかを指定することができます。</p> <p>2.法人会員から返済または相殺する場合には、法人会員が本規約に基づくクレジットカード利用により当行に対して負担した債務のほか、当行に対して債務を負担しているときは、法人会員はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、法人会員がどの返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは当行が指定することができます。</p>
<p>第33条 退会および会員資格の喪失等</p> <p>1.会員は、両社所定の方法により退会を申し出ることができます。この場合、当社の指示に従って直ちにカードを返還するか、カードに切り込みを入れて破棄しなければならないものとし、当社に対する残債務全額を完済したときをもって退会となります。なお、法人会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、退会の申し出後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、法人会員が退会する場合、当然にカード使用者も退会となります。</p> <p>2.会員は、当社が第3条、第4条または第7条に基づき送付したカードについて、会員が相当期間内に受領しない場合には、会員が退会の申し出を行ったものとして両社が取り扱うことに同意します。</p> <p>3.会員((7)のときは、(7)に該当するカード使用者)は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(4)においては当然に、(2)、(3)、(5)、(6)、(7)においては当社が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、法人会員が会員資格を喪失した場合、当然にカード使用者も会員資格を喪失します。なお、法人会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、法人会員は、会員資格喪失後に会員がカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。</p> <p>(1)会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。</p> <p>(2)会員が本規約に違反したとき。</p>	<p>第 36 条 退会および会員資格の喪失等</p> <p>1.会員は、両社所定の方法により退会を申し出ることができます。この場合、当行の指示に従って直ちにカードを返還するか、カードに切り込みを入れて破棄しなければならないものとし、当行に対する残債務全額を完済したときをもって退会となります。なお、法人会員は、本規約に基づき当行に対して負担する債務については、退会の申し出後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、法人会員が退会する場合、当然にカード使用者も退会となります。</p> <p>2.会員は、当行が第3条、第4条または第7条に基づき送付したカードについて、会員が相当期間内に受領しない場合には、会員が退会の申し出を行ったものとして両社が取り扱うことに同意します。</p> <p>3.会員((8)のときは、(8)に該当するカード使用者)は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(4)、(7)においては当然に、(2)、(3)、(5)、(6)、(8)においては当行が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、法人会員が会員資格を喪失した場合、当然にカード使用者も会員資格を喪失します。なお、法人会員は、本規約に基づき当行に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、法人会員は、会員資格喪失後に会員がカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。</p> <p>(1)会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。</p> <p>(2)会員が本規約に違反したとき。</p>

(3)法人会員の信用状態に重大な変化が生じたときもしくは生じるおそれがあると当社が判断したとき、または換金目的によるショッピング利用等会員によるカードの利用状況が適当でないと当社が判断したとき。

(4)両社が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき。

(5)会員、会員の役員・顧問・従業員または会員を実質的に支配しもしくは会員の経営に影響力を行使できる者が暴力団員等に該当することが判明したとき。

(6)会員、会員の役員・顧問・従業員または会員を実質的に支配しもしくは会員の経営に影響力を行使できる者が、自らまたは第三者を利用して不当な要求行為等を行ったとき。

(7)カード使用者が死亡したことを当社が知ったとき、または管理責任者もしくはカード使用者の親族等からカード使用者が死亡した旨の連絡が当社にあったとき。

4.カード使用者は、法人会員が、両社所定の方法によりカード使用者によるカード利用の中止を申し出た場合、その申し出時をもって当然に、本代理権を喪失し、これにより会員資格を喪失します。

5.当社は、すべてのカード使用者が退会、または会員資格を喪失した場合に、法人会員の会員資格を喪失させることができるものとします。

6.第3項または第4項の場合、会員資格の喪失の通知の有無にかかわらず、当社は加盟店にカードの無効を通知することができるものとします。

7.第3項または第4項に該当し、当社が直接または加盟店を通じてカードの返還を求めたときは、会員は直ちにカードを返還するものとします。

8.当社は、第3項または第4項に該当しない場合でも、会員が本規約に違反しもしくは違反するおそれがあるとき、または会員のカード利用が適当でないと判断したときには、カードの利用を断ることができるものとします。

(3)法人会員の信用状態に重大な変化が生じたときもしくは生じるおそれがあると当行が判断したとき、または換金目的によるショッピング利用等会員によるカードの利用状況が適当でないと当行が判断したとき。

(4)両社が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき。

(5)会員、会員の役員・顧問・従業員または会員を実質的に支配しもしくは会員の経営に影響力を行使できる者が暴力団員等に該当することが判明したとき。

(6)会員、会員の役員・顧問・従業員または会員を実質的に支配しもしくは会員の経営に影響力を行使できる者が、自らまたは第三者を利用して不当な要求行為等を行ったとき。

(7)お支払い口座が開設されている銀行において、指定口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、また恐れがあると認め、お支払い口座における取引を停止または法人会員に通知する事によりお支払い口座が強制的に解約されたとき。

(8)カード使用者が死亡したことを当行が知ったとき、または管理責任者もしくはカード使用者の親族等からカード使用者が死亡した旨の連絡が当行にあったとき。

4.カード使用者は、法人会員が、両社所定の方法によりカード使用者によるカード利用の中止を申し出た場合、その申し出時をもって当然に、本代理権を喪失し、これにより会員資格を喪失します。

5.当行は、すべてのカード使用者が退会、または会員資格を喪失した場合に、法人会員の会員資格を喪失させることができるものとします。

6.第3項または第4項の場合、会員資格の喪失の通知の有無にかかわらず、当行は加盟店にカードの無効を通知することができるものとします。

7.第3項または第4項に該当し、当行が直接または加盟店を通じてカードの返還を求めたときは、会員は直ちにカードを返還するものとします。

8.当行は、第3項または第4項に該当しない場合でも、会員が本規約に違反しもしくは違反するおそれがあるとき、または会員のカード利用が適当でないと判断したときには、カードの利用を断ることができるものとします。